

令和6年度（2024年度）10月入学
（3次募集）

経済学専攻

博士課程後期学生募集要項

目 次

経済学専攻博士課程後期 <u>3次募集</u> 日程の概要	1
経済学専攻案内.....	2
1. 一般入試募集要項	3
2. 社会人入試募集要項	12
3. リスキング特別入試募集要項.....	22
4. 授業科目と履修方法	33
5. 開講科目一覧.....	34
6. 責任指導教員一覧	35
7. 学位取得までの過程.....	35

経済学専攻博士課程後期 3次募集日程の概要



入学資格審査 申請受付期間

令和6年（2024年）8月1日（木）～5日（月）

資格審査結果通知

令和6年（2024年）8月9日（金）

出願書類受付期間

令和6年（2024年）9月4日（水）～9月12日（木）

試験日（口述試験）

令和6年（2024年）9月26日（木）

合格者発表

令和6年（2024年）10月11日（金）

入学手続受付期間

令和6年（2024年）10月15日（火）～18日（金）

【専攻案内】

経済学専攻では、従来の国際社会科学府における国際開発専攻とグローバル経済専攻で培われた伝統を携え、①グローバル化する現代経済社会の現象について経済学に基づいた経済分析を行うことができる人材、②国際的に広く通用する高度な経済学の基礎的専門能力を持つ人材の養成を目指しています。将来的には国内外の大学・研究機関への就職や、高度専門的職業人としてシンクタンク、国際機関、行政機関、金融機関、民間企業などへの就職を実現できる修了生を輩出します。

経済学専攻では、経済の基礎理論、経済システムの分析、経済情報の収集・処理・分析、国際経済の分析、比較経済発展の分析、市場における競争と協調の理解、政策分析、環境と開発をめぐる分析などを学びます。

2013年度4月より国際社会科学府には、開発途上国、新興国、先進工業国の各種公共政策を比較・分析し、政策協調を研究できる、高度な能力を有する専門家の養成を目的とする専攻横断型教育プログラム「国際公共政策 EP (Education Program)」が開設されています。そこでは、21 世紀のアジアを中心とした様々なグローバル・イシューに対する問題解決の方法を研究するために、経済学専攻、経営学専攻、国際経済法学専攻にまたがる学際的な研究手法を提供します。

ただし、このプログラムを希望する人は、出願時にプログラム選択を申請する必要があります。

2025年4月からは、経済学専攻にて、自治体や企業で勤務しながら大学院での学びを得られるコースを新たに開設します。刻一刻と情勢が変化する現代において、社会人の方々が現在の職場で必要とされている業務やスキルも大きく変動しています。それへの対応として、職業能力の再開発や再教育をリスキリングと呼びます。経済学専攻では、データサイエンスに関するリスキリングを中心とした「経済 DS (Data Science) コース」と地域の政策現場におけるリスキリングを念頭においた「地域政策 DS (Data Science) コース」を提供し、社会人の学び直し機会を通じて、実践的な人材養成を進めます。

経済学専攻では、一定の要件のもとに博士（経済学）の学位を取得することができます。また、「国際公共政策 EP」では、一定の要件のもと、博士（経済学）、もしくは融合的な分野での研究者としての博士（学術）の学位を取得することができます。希望する責任指導教員の選択にあたっては、責任指導教員一覧（35頁）を参考にしてください。

1. 一般入試募集要項

I. 募集人員

令和6年10月入学 若干名

※募集人員には、「国際公共政策 EP」の人員を含む。

II. 出願資格及び出願要件

次のいずれかの出願資格に該当し、かつ、出願要件を満たす者が出願できます。

<出願資格>

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者及び本大学院入学の前までに取得見込みの者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び本大学院入学の前までに授与される見込みの者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び本大学院入学の前までに授与される見込みの者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び本大学院入学の前までに授与される見込みの者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び本大学院入学の前までに授与される見込みの者
- (6) 外国の大学院、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 大学を卒業し、大学又は研究所等において2年以上研究に従事した者で、本大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (8) 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本大学院において、当該研究の成果等により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、本大学院入学の前までに24歳に達するもの

[注1] 出願資格(6)に該当する者は、**令和6年8月1日(木)**までに大学院学務係に連絡をして、出願書類の詳細について指示を受けてください。

[注2] 出願資格(9)に該当する者とは、上記(1)～(8)に該当しない者で、本大学院において個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、本大学院入学の前までに24歳に達するものです。

[注3] 在留資格について

留学生として在留資格「留学」を取得するに当たっては、留学生生活を維持できる経済基盤を有している必要があります。

<出願要件>

外国人の出願者は、日本語能力試験のN1またはN2に合格した者。

※学校教育法第83条に定める日本の大学を卒業した者（本大学院入学の前までに卒業見込みの者を含む）については、日本語能力試験の結果を提出する必要はありません。ただし、当該大学及び大学院での教育が日本語で行われた場合に限りです。学校教育法第83条に定める日本の大学を卒業した者は、卒業証明書を提出すること。

Ⅲ. 入学資格審査

前記「Ⅱ 出願資格」の(7)、(8)、(9)に該当する者は、事前に個別の入学資格審査を行う必要がありますので、以下に従って手続を行ってください。

1. 入学資格審査手続

- (1) 申請期間：**令和6年8月1日(木)～8月5日(月)**(郵送の場合も必着)
- (2) 以下の書類を令和6年8月5日(月)までに提出してください。(提出先は下記「2. 入学資格審査に必要な書類の提出先」を参照してください)
 - ①入学資格認定申請書(所定用紙)
 - ②入学試験出願資格認定審査調書(所定様式)
 - ③修学年数調書……(所定様式) 外国人の申請者のみ提出してください。
 - ④最終学歴の卒業(見込)証明書または在学期間(見込)証明書……出身大学(学部)長の作成のもの
 - ⑤成績証明書……出身大学大学院の研究科長等が作成し、発行者(大学院、研究科等)において**厳封**したもの。
ただし、Ⅱ. 出願資格(7)、(8)、(9)により出願する者は、出身大学長又は学部長が作成し、厳封したのものをもってこれに代えることができます。(編入学した者は、編入学前の出身校の成績証明書を併せて提出してください。)

・「**厳封**」とは、証明書の入った封筒が一度も開かれていないことを示すために、封じ目(封を閉じた部分)に押印(大学の公印や緘印等)もしくは学長または研究科長等による署名がしてある状態を指します。これは、証明書の内容が発行後に変更されていないことを証明するために必要となります。

・**厳封されていない成績証明書を提出した場合、出願は無効になります。**

- ⑥在籍証明書(出願資格(7)(8)により出願する者のみ)・大学を卒業した後又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後又は学校教育法第104条4項の規定により学士の学位を授与された後、大学・研究所等で2年以上研究に従事したことを証明するもの。
 - ⑦研究業績リスト……研究論文その他の業績リスト(研究論文その他の業績の題目、共同・単独の別、発行所又は発表雑誌名、発表年月日、100字程度の要旨を記したもの。A4判で様式自由)4部
 - ⑧研究計画書
 - ⑨入学資格審査提出書類チェック票
- ※研究業績リストおよび研究計画書については、次頁の「Ⅳ. 出願手続及び期間 3. 提出書類」の説明を参照してください。
- ※証明書が日本語もしくは英語以外で書かれている場合は、その証明書を和訳して提出してください。**
- (3) 注意事項
- 提出書類に関して大学から問い合わせをする場合は電子メールまたは電話で行います。電子メールは、願書に記載したメールアドレスに送信します。@ynu.ac.jpの電子メールを受信出来るよう設定しておいてください。

2. 入学資格審査に必要な書類の提出先

- (1) 提出先：〒240-8501 横浜市保土ケ谷区常盤台79-4
横浜国立大学社会科学系大学院学務係
Graduate School Affairs Office, Graduate School of International Social Sciences Yokohama National University
79-4 Tokiwadai, Hodogaya-ku, Yokohama, 240-8501 JAPAN
- (2) 提出方法は、窓口への持参又は書留速達による郵送とします。
 - ①窓口受付は平日9時～17時、時間厳守すること。(12時45分～13時45分を除く。)
 - ②海外からの郵送の場合は国際宅配便等の配達経路の確認が可能な手段とすること。
 - ③提出の際は、「入学資格審査提出書類チェック票」により、提出書類に漏れがないか確認する

こと。

3. 入学資格審査結果通知

令和6年8月9日（金）に電子メールにて通知します。

※入学資格審査の認定を受けた者は、後記の『Ⅳ 出願手続及び期間 1. 出願手続方法（2）「Ⅱ 出願資格」の（7）～（9）に該当する者』を参照して出願手続を行ってください。

Ⅳ. 出願手続及び期間

1. 出願手続方法

（1）「Ⅱ 出願資格」の（1）～（6）に該当する者（入学資格審査を要しない者）

①出願申請期間：**令和6年9月4日（水）～9月12日（木）**（郵送の場合も必着）

②入学検定料の支払い方法は、次頁の「⑨入学検定料」を参照してください。

③下記の「3. 提出書類」の内容を取りそろえ、下記の「2. 提出先」を参照の上、令和6年9月12日（木）郵送の場合も必着）までに提出してください。

（2）「Ⅱ 出願資格」の（7）～（9）に該当する者（入学資格審査の認定を受けた者）

①出願期間（令和6年9月12日（木））に間に合うように払い込んでください。（入学検定料の支払い方法は、「3. 提出書類」の「⑨入学検定料」を参照してください。）

②「3. 提出書類」の内容を取りそろえ、「2. 出願期間及び提出先」を参照の上、令和6年9月12日（木）（郵送の場合も必着）までに提出してください。（入学資格審査に申し込んだ者は、既に提出している書類を除く）

（3）注意事項

①提出書類に関して大学から問い合わせをする場合は電子メールまたは電話で行います。電子メールは、入学願書に記入したメールアドレスに送信しますので、誰にでも判別がつくよう記入願います。また、<ynu.ac.jp>の電子メールを受信出来るよう設定しておいてください。

②出願手続は、入学検定料の支払い及び必要書類の提出のすべてが、令和6年9月12日（木）までに完了（郵送の場合は必着）していることが確認されたもののみ受理します。

2. 提出先

（1）提出先：〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-4

横浜国立大学社会科学系大学院学務係

Graduate School Affairs Office, Graduate School of International Social
Sciences Yokohama National University

79-4 Tokiwadai, Hodogaya-ku, Yokohama, 240-8501 JAPAN

（2）提出方法は、窓口への持参又は書留速達による郵送とします。

①窓口受付は平日9時～17時、時間厳守です。（12時45分～13時45分を除きます。）

②海外からの郵送の場合は国際宅配便等の配達経路の確認が可能な手段とすること。

③提出の際は、「出願提出書類チェック票」により、提出書類に漏れがないか確認すること。

3. 提出書類

以下の①～③のうち該当する書類をすべて提出してください。

※**証明書が日本語もしくは英語以外で書かれている場合は、その証明書を和訳して提出してください。**

①入学願書 志願者の氏名、連絡先、学歴等および2枚目に署名及び日付を記入し、写真（縦4cm、横3cm：出願前3ヶ月以内に撮影した上半身無帽のもの）を貼付したもの。
なお、希望する責任指導教員を2名を選ぶ際、「国際公共政策 EP」を志望する出願者は、国際公共政策 EP 担当教員から選ぶこと。責任指導教員一覧については35

頁を参照のこと。

②写 真 票 写真（入学願書と同一のもの）を貼付したもの。

③修了（見込）証明書

出身大学大学院の研究科長等が作成したもの。

ただし、Ⅱ．出願資格（6）により出願する者は、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められたことを証明する書類をもってこれに代えます。また、Ⅱ．出願資格（7）、（8）、（9）により出願する者は、入学資格認定申請書をもってこれに代えます。

④成績証明書

出身大学大学院の研究科長等が作成し、発行者（大学院、研究科等）において**厳封**したもの。（編入学した者は、編入学前の出身校の成績証明書を併せて提出してください。）

ただし、Ⅱ．出願資格（7）、（8）、（9）により出願する者は、出身大学長又は k 学部長が作成し、厳封したものをもってこれに代えることができます。

・「**厳封**」とは、**証明書の入った封筒が一度も開かれていないことを示すために、封じ目（封を閉じた部分）に押印（大学の公印や緘印等）もしくは学長または研究科長等による署名がしてある状態を指します。これは、証明書の内容が発行後に変更されていないことを証明するために必要となります。**

・**成績証明書が厳封されていない場合、出願は無効になります。**

⑤研究業績リスト

研究論文その他の業績リスト（研究論文その他の業績の題目、共同・単独の別、発行所又は発表雑誌名、発表年月日、100字程度の要旨を記したもの。A4判で様式自由）4部

⑥審査用論文

これまでの研究成果を示す論文2点以内（日本語の場合10,000字以上、英文の場合4,000語以上）及び論文の要旨（日本語で2,000字程度）を各4部。

ただし、研究成果を示す論文には、修士（請求）論文・既発表論文、リサーチペーパー、あるいは調査報告書、プロジェクト企画書、実績報告書等をもって代えることができます。（これらが複数ある場合は、主要なものの数点を提出してもかまいません。）

なお、共同執筆の場合は本人執筆箇所を明記してください。論文の要旨は、それら報告書等の概要（日本語で2,000字程度）をもって代えることができます。

⑦研究計画書

所定用紙に記入し、提出すること。指導教員等の推薦状（様式自由）がある場合は、これを添付してください。

⑧在留カードの写し 提出は外国人の出願者のみ。

両面をコピーして提出すること。ただし、在留カードを交付されていない場合は「パスポートの写し」を提出し、受験当日はパスポートを持参してください。

⑨入学検定料

30,000円

コンビニエンスストアで払い込み後に受け取る「取扱明細書」または「取扱明細書兼領収書」の「収納証明書」部分を切り取り、「収納証明書」貼付用紙に貼り提出すること。

出願期間に間に合うように払い込んでください。（8月5日から支払が可能となります。）

① 払込場所：以下のコンビニエンスストア

【セブンイレブン、ローソン・ミニストップ、ファミリーマート】

② 払込方法：

ア．店内にある情報端末機を操作の上、必ずレジにてお支払いください。

イ．情報端末機の操作手順は、別添の「入学検定料コンビニ支払方法のご案内」を参照してください。

ウ．払込時に別途必要な払込手数料は、志願者本人の負担となります。

- ※支払時に別途必要な支払手数料は、志願者本人の負担となります。
- ※支払後に受取るお客様控えは、ご自分の控えとして大切に保管してください。
- ※普通為替や現金では受理できません。
- ※出願書類を受理した後は、次の場合を除き、いかなる理由があっても払込済の入学検定料は返還いたしません。
- ・入学検定料を払い込んだが本学大学院に出願しなかった場合、又は出願が受理されなかった場合
 - ・入学検定料を誤って二重に払い込んだ場合
- (注) 日本国外の金融機関口座へ入学検定料を返還する場合、返還に伴い発生する手数料は志願者負担となります。
- 【返還方法の問い合わせ先】社会科学系大学院学務係 (int.gakumu-all@ynu.ac.jp)
- ※本学大学院の修士課程もしくは博士課程（前期）、又は専門職学位課程を、本大学院入学の前の月に修了見込みの者、並びに日本政府（文部科学省）国費留学生については、入学検定料の支払いは不要です。**
- ※災害救助法等の適用地域の被災者に対する入学検定料免除特別措置について本学では、災害等で被災した受験生の進学機会を確保する観点から、入学検定料免除の特別措置を行います。詳細は本学Webサイトをご覧ください。
- (<http://www.ynu.ac.jp/exam/index.html>)

⑩TOEFL-iBT又はTOEIC L&R の成績証明書

A) TOEFL-iBTの成績証明書

出願開始日（令和6年9月4日（水））から遡って2年以内に受験した試験のスコアのみ受け付けます。

下記 a) と b) の両方を提出すること。

a) 「EDUCATIONAL TESTING SERVICE」発行の「Official Score Report」。

「Official Score Report」が、「EDUCATIONAL TESTING SERVICE」から横浜国立大学へ直送されるように手配してください（本学のコードは下記参照）。**出願期間内（2024年9月12日（木））まで必着です。**

※本入試については、「TOEFL-iBT (Special) Home Edition」のスコアも可とする。

※本学（横浜国立大学）への送付手続きをする際に、次のコードを使って、出願期間内までに成績証明書が届くように日数に余裕を持たせて手続きを済ませてください。手続き方法や発行に要する日数等については、TOEFL テストの日本事務局（ETS Japan）のウェブサイト詳しく掲載されていますので、そちらを参考にしてください。**出願期間内（令和6年9月12日（木））までに成績証明書が本学に届いていない場合、原則として出願は受理されません。**

横浜国立大学 (Yokohama National University)
Institution Code 0 4 1 0

※TOEFL のスコアシートに Test Date Scores と MyBest Scores の両方が表示されますが、スコアとしては Test Date Scores が採用されます。

b) ETS から出願者本人に送付された「Test Taker Score Report」の写しまたは TOEFL のウェブサイトから印刷した「Test Taker Score Report」を提出。

B) TOEIC L&R の成績証明書

TOEIC 550 点以上の成績証明書（日本国内で受験したものに限る）

出願開始日（令和6年9月4日（水））から遡って3年以内に受験した試験のスコアのみ受け付けます。

TOEIC L&R の受験結果「Official Score Certificate」（公式認定証）の原本または QR コードつきデジタル公式認定証を提出してください。なお、デジタル公式認定証に表示される QR コードを用いてその真正性を確認します。TOEIC デジタル公式認定証を印刷して、他の書類と一緒に提出してください。

⑪日本語能力試験N1、N2、1級、2級のいずれかの成績証明書

外国人の出願者のみ提出する。

※日本国際教育支援協会の発行する「日本語能力試験認定結果及び成績に関する証明書」を提出する。証明書は必ず原本を提出すること。コピーは不可。

上述の「証明書」を提出せずに「日本語能力認定書」「日本語能力試験合否結果通知書」のみを提出した場合、**出願は無効**になります。

⑫その他の語学に関する成績証明書

⑩、⑪のほか、出願者の母語以外の語学能力試験についての成績証明書を提出することができる。証明書は必ず本紙を提出すること。コピーは不可。

⑬出願提出書類チェック票

4. 受験票

出願書類を受理しましたら、令和6年9月18日（水）までに本学から電子メールにてお知らせします。受験票は、電子メールに添付しますのでダウンロードして印刷してください。印刷した受験票は、写真（入学願書と同一のもの）を貼付のうえ、試験当日に持参してください。

V. 身体に障がいのある者の出願

入学を志願する者で、別表に該当する者（出願受付締切後の不慮の事故による負傷等を含む）は、受験及び修学の上で配慮を必要とすることが起こり得ますので、出願する前に必ず大学院学務係へ次の様式により事前に相談してください。

なお、下表から判断できない場合については、お尋ねください。

別表

区 分	障 が い の 程 度
視覚障がい	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障がい高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障がい	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
肢体不自由	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号にかかげる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱	1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2. 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいのため配慮を必要とする者

(様式) A 4 判縦

年 月 日

横浜国立大学長 殿

ふりがな
氏 名
生年月日
住 所 〒
電話番号

横浜国立大学に入学を志願したいので、下記のとおり事前に相談します。

記

1. 志望する学府・専攻
2. 障がい等の種類、程度
3. 受験上配慮を希望する事項・内容
4. 修学上配慮を希望する事項・内容
5. 出身大学在学中にとられていた配慮事項の内容
6. その他 (添付書類) 診断書 (原本又は写) 又は身体障害者手帳(写)、その他参考資料

VI. 試験方法

試験は、出願書類、論文審査及び口述試験の結果を総合して行います。

- (1) 論文審査 審査用論文について行います。
- (2) 口述試験 審査用論文及び研究計画書に基づいて、専門知識・経験・学力などを総合的に問います。

VII. 試験日程及び場所

(1) 試験日程

試験区分	日 時
口述試験	令和6年9月26日(木) 9時00分～12時00分

口述試験の日程、集合時間は出願受け付け後、電子メールでお知らせします。

(2) 試験場所

横浜国立大学経済学部1号館(横浜市保土ケ谷区常盤台79-3)

VIII. 合格者の発表

令和6年10月11日(金) 15時頃

合格者には合格通知を郵送します。(電話による照会には一切応じません。)

※参考として本学府ウェブサイト(<https://www.gsiss.ynu.ac.jp/>)上にも掲載します。

IX. 入学手続

(1) 入学手続期間

令和6年10月15日(火)～10月18日(金)

入学手続きの詳細は合格発表時に郵送します。

郵便等の情報は別途送付する。

(2) 入学手続き時に要する経費

①入学料 282,000円 [現行]

(ただし、本学大学院の修士課程もしくは博士課程(前期)、又は専門職学位課程を、本大学院入学の前の月に修了見込みの者、並びに日本政府(文部科学省)国費留学生については、不要です)

②授業料(半期分) 267,900円(年額535,800円) [現行]

(日本政府(文部科学省)国費留学生については、不要です)

注1 入学料及び授業料は、改定される場合があります。

注2 在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新しい授業料が適用されます。

注3 詳細は入学手続き書類と一緒に送付します。

X. 個人情報の取り扱いについて

個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「国立大学法人横浜国立大学の保有する個人情報の保護に関する規則」に基づいて取り扱います。

(1) 志願者の入学試験成績及び出願書類等に記載された個人情報については、本学入学者選抜に係る用途の他、以下の目的のために利用します。

①合格者への連絡業務(奨学金や保険等に係る福利厚生関係資料や入学後の行事等に関する資料の送付、生協資料の送付)及び入学手続業務

②入学後のクラス編成及び本人の申請に伴う入学料免除(留学生を除く)・授業料免除等の福利厚生関係の資料

③入学後の教務関係(学籍管理、修学指導等)

④本学における広報・諸調査・研究(入学者選抜方法及び大学教育改善のための調査・分析を含む)

⑤入学者の個人情報について本学関連団体である校友会及び同窓会の入会手続きに必要な範囲で提供する場合があります。

調査・研究結果を発表する場合は個人が特定できないように処理します。

それ以外の目的に個人情報が利用又は提供されることはありません。

(2) 上記(1)の各種業務での利用に当たっては、一部の業務を本学より当該業務の委託を受けた業者(以下「受託業者」という。)において行うことがあります。

受託業者には、委託した業務を遂行するために必要となる限度で、知り得た個人情報の全部又は一部を提供します。

XI. 出願及び受験にあたっての注意事項

1. 入試に関する事務は、横浜国立大学社会科学系大学院学務係で行います。

2. 入試に関する照会は、int.gakumu-all@ynu.ac.jp宛に電子メールにてお問い合わせください。

3. 資格審査手続及び出願手続後の提出書類の返却及び記載事項の変更は認めません。

4. 試験当日は、必ず受験票を持参してください。

5. 以下の行為は、不正行為となります。不正行為があった場合は、直ちに受験を中止させ、退場の措置をとり、以後の受験を認めません。また、すでに受験した成績は無効とします。

①カンニングをすること。また、他の受験者に答えを教える等カンニングの手助けをすること。

②試験時間中に携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末・タブレット端末・イヤホン等の電子機器類や定規・辞書等の補助具を使用すること。

※使用を許可されたものを除く

6. 以下の行為は、不正行為となることがあります。不正行為と認定された場合の取扱いは、上記5.と同じです。

①試験時間中に、携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末・タブレット端末・イヤホン等の電子機器類や定規・辞書等の補助具をカバンの中にしまわず、身に付けていたり手に持っていたりすること。※使用を許可されたものを除く

②試験場、試験室及び控室において、他の受験者の迷惑となる行為をすること。

- ③試験場、試験室及び控室において、監督者等の指示に従わないこと。
 - ④その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。
- 7. 出願書類に虚偽の記載があった場合や、試験中の不正行為が判明した場合は、入学後でも入学を取り消すことがあります。また、不正行為の態様によっては、警察に被害届を提出する場合があります。
 - 8. 在留資格「留学」を取得するに当たっては、留学生生活を維持できる経済的基盤を有している必要があります。
 - 9. 提出した卒業証明書や成績証明書について第三者による認証証明が必要だと本学が判断した場合には、志願者の費用負担で本学が指定する認証機関において認証に係る審査を受けていただく必要があります。

2. 社会人入試募集要項

国際社会科学府は、高度の専門性を備えた実務家の養成を重要な目的のひとつとしています。特に開かれた大学院として、実務経験をもつ社会人の再教育を促進するために、下記の者について社会人入試を実施します。

- (1) 官公庁、会社、非営利団体等に2年以上在職した経験のある者又は大学院入学の前までに在職期間が2年以上となる者
- (2) 官公庁、会社、非営利団体等から派遣された者

I. 募集人員

令和6年10月入学 若干名

※募集人員には、「国際公共政策 EP」の人員を含む。

II. 出願資格及び出願要件

次のいずれかの出願資格に該当し、かつ、出願要件を満たす者が出願できます。

＜出願資格＞

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者及び本大学院入学の前までに取得見込みの者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び本大学院入学の前までに授与される見込みの者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び本大学院入学の前までに授与される見込みの者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び本大学院入学の前までに授与される見込みの者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び本大学院入学の前までに授与される見込みの者
- (6) 外国の大学院、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 大学を卒業し、大学又は研究所等において2年以上研究に従事した者で、本大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (8) 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本大学院において、当該研究の成果等により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、本大学院入学の前までに24歳に達するもの

[注1] 出願資格(6)に該当する者は、**令和6年8月1日(木)**までに大学院学務係に連絡をして、出願書類の詳細について指示を受けてください。

[注2] 出願資格(9)に該当する者とは、上記(1)～(8)に該当しない者で、本大学院において個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、本大学院入学の前までに24歳に達するものです。

[注3] 在留資格について

留学生として在留資格「留学」を取得するに当たっては、留学生生活を維持できる経済基盤を有している必要があります。

＜出願要件＞

外国人の出願者は、日本語能力試験のN1またはN2に合格したもの。

※学校教育法第83条に定める日本の大学を卒業した者及び学校教育法第97条に定める日本の大学院を修了した者（本大学院入学の前までに修了見込の者含む）については、日本語能力試験の結果を提出する必要はありません。ただし、当該大学及び大学院での教育が日本語で行われた場合に限りです。学校教育法第83条に定める日本の大学を卒業した者は、卒業証明書を提出すること。

Ⅲ. 出願資格審査および入学資格審査

1. 出願資格審査手続

社会人入試で出願する者は全員、事前に出願資格審査を行う必要がありますので、以下に従って手続を行ってください。

(1) 申請期間：**令和6年8月1日（木）～8月5日（月）**（郵送の場合も必着）

(2) 以下の書類を令和6年8月5日（月）までに提出してください。（提出先は次頁「3. 出願資格審査および入学資格審査に必要な書類の提出先」を参照してください。）

①修了（見込）証明書

出身大学大学院の研究科長等が作成したもの。

ただし、Ⅱ. 出願資格（6）により出願する者は、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められたことを証明する書類をもってこれに代えます。

また、Ⅱ. 出願資格（7）、（8）、（9）により出願する者は、入学資格認定申請書をもってこれに代えます。後述の「2. 入学資格審査手続」を参照してください。

②成績証明書

出身大学大学院の研究科長等が作成し、発行者（大学院、研究科等）において厳封したもの。（編入学した者は、編入学前の出身校の成績証明書を併せて提出してください。）ただし、Ⅱ. 出願資格（7）、（8）、（9）により出願する者は、出身大学長又は学部長が作成し、厳封したものをもってこれに代えることができます。

- ・「**厳封**」とは、証明書の入った封筒が一度も開かれていないことを示すために、封じ目（封を閉じた部分）に押印（大学の公印や絨印等）もしくは学長または研究科長等による署名がしてある状態を指します。これは、証明書の内容が発行後に変更されていないことを証明するために必要となります。
- ・**厳封されていない成績証明書を提出した場合、出願は無効になります。**

③修学年数調書 学歴等について入力したもので、外国人の出願者のみ提出してください。

④研究業績リスト

研究論文その他の業績リスト（研究論文その他の業績の題目、共同・単独の別、発行所又は発表雑誌名、発表年月日、100字程度の要旨を記したもの。A4判で様式自由）4部

⑤社会人入試出願資格認定願書

⑥研究計画書

所定様式記入し、提出すること。指導教員等の推薦状（様式自由）がある場合は、これを添付してください。

⑦実務経験報告書 大学卒業後あるいは大学院修了後の実務経験について詳しく述べたもの。（A4判で様式自由）

⑧在職証明書 勤務先の所属長によって作成された2年以上勤務経験を証明するもの。

⑨社会人出願資格審査提出書類チェック票

※証明書が日本語もしくは英語以外で書かれている場合は、その証明書を和訳して提出してください。

※その他、個別に資料の提出を要求する場合があります。

(3) 注意事項

提出書類に関して大学から問い合わせをする場合は電子メールまたは電話で行います。電子メールは、願書に記載したメールアドレスに送信します。@ynu.ac.jp の電子メールを受信出来るよう設定しておいてください。

2. 入学資格審査手続き

「Ⅱ 出願資格」の(7)、(8)、(9)に該当する者は、事前に個別の入学資格審査を行う必要がありますので、前記1(2)の書類のほか、以下の書類を提出してください。

- ①入学資格認定申請書
- ②入学試験出願資格認定審査調書
- ③最終学歴の卒業(見込)証明書または在学期間(見込)証明書…………出身大学(学部)長の作成のもの
- ④成績証明書…………出身大学(学部)長が作成し、発行者(大学、学部等)において**厳封**したもの(編入学した者は、編入学前の出身校の成績証明書を併せて提出してください。)

・「**厳封**」とは、証明書の入った封筒が一度も開かれていないことを示すために、封じ目(封を閉じた部分)に押印(大学の公印や絨印等)もしくは学長または研究科長等による署名がしてある状態を指します。これは、証明書の内容が発行後に変更されていないことを証明するために必要となります。

・成績証明書が厳封されていない場合、**出願は無効**になります。

- ⑤在籍証明書(出願資格(7)(8)により出願する者のみ)…………大学を卒業した後又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後又は学校教育法第104条4項の規定により学士の学位を授与された後、大学・研究所等で2年以上研究に従事したことを証明するもの。

- ⑥入学資格審査提出書類チェック票

※証明書が日本語もしくは英語以外で書かれている場合は、その証明書を和訳して提出してください。

3. 出願資格審査および入学資格審査に必要な書類の提出先

- (1) 提出先 : 提出先 : 〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-4
横浜国立大学社会科学系大学院学務係
Graduate School Affairs Office, Graduate School of International Social Sciences
Yokohama National University
79-4 Tokiwadai, Hodogaya-ku, Yokohama, 240-8501 JAPAN
- (2) 提出方法は、窓口への持参又は書留速達による郵送とします。
 - ① 窓口受付は平日9時～17時、時間厳守すること。(12時45分～13時45分を除く。)
 - ② 海外からの郵送の場合は国際宅配便等の配達経路の確認が可能な手段とすること。
 - ③ 提出の際は、「社会人入学資格審査提出書類チェック票」または「入学資格審査提出書類チェック票」により、提出書類に漏れがないか確認すること。

4. 出願資格および入学資格審査結果通知

令和6年8月9日(金)に電子メールにて通知します。

Ⅳ. 出願手続及び期間

1. 出願手続方法

- (1) 「出願資格」または「出願資格および入学資格」の認定を受けた者は出願期間(令和6年9月12日(木))に間に合うように払い込んでください。(8月5日から支払が可能となります。)(入学検定料の支払い方法は、次頁の「⑤入学検定料」を参照してください。)
- (2) 次頁の「3. 提出書類」の内容を取りそろえ、以下の出願期間に提出してください。(提出済の書類は除く)
出願期間: 令和6年9月12日(木)まで(郵送の場合も必着)
(提出先は「2. 出願期間及び提出先」を参照してください。)
- (3) 注意事項
 - ① 提出書類に関して大学から問い合わせをする場合は基本的に電子メールで行います。電子メールは、入学願書に記入したメールアドレスに送信しますので、誰にでも判別がつくよう記入願います。また、@ynu.ac.jpの電子メールを受信出来るよう設定しておいてください。
 - ② 出願手続は、入学検定料の支払い及び必要書類の提出のすべてが、令和6年9月12日(木)までに完了(郵送の場合は必着)していることが確認されたもののみ受理します。

2. 出願期間及び提出先

- (1) 出願期間：令和6年9月4日（水）～令和6年9月12日（木）まで
(郵送の場合も必着)
- (2) 提出先：〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-4
横浜国立大学社会科学系大学院学務係
Graduate School Affairs Office, Graduate School of International Social Sciences
Yokohama National University
79-4 Tokiwadai, Hodogaya-ku, Yokohama, 240-8501 JAPAN
- (3) 提出方法は、窓口への持参又は書留速達による郵送とします。
- ① 窓口受付は平日9時～17時、時間厳守です。(12時45分～13時45分を除きます。)
 - ② 海外からの郵送の場合は国際宅配便等の配達経路の確認が可能な手段とすると。
 - ③ 「出願提出書類チェック票」により、提出書類に漏れがないか確認すること。

3. 提出書類

以下の①～⑨のうち該当する書類をすべて提出してください。

※証明書が日本語もしくは英語以外で書かれている場合は、その証明書を和訳して提出してください。

- ①入学願書 志願者の氏名、連絡先、学歴等および2枚目に署名及び日付を記入し、写真（縦4cm、横3cm：出願前3ヶ月以内に撮影した上半身無帽のもの）を貼付したもの。
なお、希望する責任指導教員を2名選ぶ際、「国際公共政策 EP」を志望する出願者は、国際公共政策 EP 担当教員から選ぶこと。責任指導教員一覧については35頁を参照のこと。
- ②写真票 写真（入学願書と同一のもの）を貼付したもの。
- ③審査用論文 これまでの研究成果を示す論文2点以内（日本語の場合10,000字以上、英文の場合4,000語以上）及び論文の要旨（日本語で2,000字程度）を各4部。
ただし、研究成果を示す論文には、修士（請求）論文・既発表論文、リサーチペーパー、あるいは調査報告書、プロジェクト企画書、実績報告書等をもって代えることができます。（これらが複数ある場合は、主要なものの数点を提出してもかまいません。）
なお、共同執筆の場合は本人執筆箇所を明記してください。論文の要旨は、それら報告書等の概要（日本語で2,000字程度）をもって代えることができます。
- ④在留カードの写し 提出は外国人の出願者のみ。
両面をコピーして提出すること。ただし、在留カードを交付されていない場合は「パスポートの写し」を提出し、受験当日はパスポートを持参してください。
- ⑤入学検定料 30,000円
コンビニエンスストアで払い込み後に受け取る「取扱明細書」または「取扱明細書兼領収書」の「収納証明書」部分を切り取り、「収納証明書」貼付用紙に貼り提出すること。
出願期間に間に合うように払い込んでください。（8月5日から支払が可能となります。）
- ① 払込場所：以下のコンビニエンスストア
【セブンイレブン、ローソン・ミストップ、ファミリーマート】
- ② 払込方法：
ア. 店内にある情報端末機を操作の上、必ずレジにてお支払いください。
イ. 情報端末機の手順は、別添の「入学検定料コンビニ支払方法のご案内」を参照してください。
ウ. 払込時に別途必要な払込手数料は、志願者本人の負担となります。
※支払時に別途必要な支払手数料は、志願者本人の負担となります。
※支払後に受取るお客様控えは、ご自分の控えとして大切に保管してください。
※普通為替や現金では受理できません。
※出願書類を受理した後は、次の場合を除き、いかなる理由があっても払込済の入学検定料は返還いたしません。
・入学検定料を払い込んだが本学大学院に出願しなかった場合、又は出願が受理されなかった場合
・入学検定料を誤って二重に払い込んだ場合

(注) 日本国外の金融機関口座へ入学検定料を返還する場合、返還に伴い発生する手数料は志願者負担となります。

【返還方法の問い合わせ先】社会科学系大学院学務係 (int.gakumu-all@ynu.ac.jp)

※本学大学院の修士課程もしくは博士課程（前期）、又は専門職学位課程を、本大学院入学の前の月に修了見込みの者、並びに日本政府（文部科学省）国費留学生については、入学検定料の支払いは不要です。

※災害救助法等の適用地域の被災者に対する入学検定料免除特別措置について本学では、災害等で被災した受験生の進学を確保する観点から、入学検定料免除の特別措置を行います。詳細は本学Webサイトをご覧ください。

(<http://www.ynu.ac.jp/exam/index.html>)

⑥TOEFL-iBT又はTOEIC L&R の成績証明書

A) TOEFL-iBTの成績証明書

出願開始日（令和6年9月4日（水））から遡って2年以内に受験した試験のスコアのみ受け付けます。

下記a) と b) の両方を提出すること。

a) 「EDUCATIONAL TESTING SERVICE」発行の「Official Score Report」。

「Official Score Report」が、「EDUCATIONAL TESTING SERVICE」から横浜国立大学へ直送されるように手配してください（本学のコードは下記参照）。**出願期間内（令和6年9月12日（木））まで必着です。**

※本入試については、「TOEFL-iBT (Special) Home Edition」のスコアも可とする。

※本学（横浜国立大学）への送付手続きをする際に、次のコードを使って、出願期間内までに成績証明書が届くように日数に余裕を持たせて手続きを済ませてください。手続き方法や発行に要する日数等については、TOEFL テストの日本事務局（ETS Japan）のウェブサイト詳しく掲載されていますので、そちらを参考にしてください。**出願期間内（令和6年9月12日（木））までに成績証明書が本学に届いていない場合、原則として出願は受理されません。**

横浜国立大学 (Yokohama National University)
Institution Code 0 4 1 0

※TOEFL のスコアシートに Test Date Scores と MyBest Scores の両方が表示されますが、スコアとしてはTest Date Scores が採用されます。

b) ETS から出願者本人に送付された「Test Taker Score Report」の写しまたはTOEFL のウェブサイトから印刷した「Test Taker Score Report」を提出。

B) TOEIC L&R の成績証明書

TOEIC 550 点以上の成績証明書（日本国内で受験したものに限る）

出願開始日（令和6年9月4日（水））から遡って3年以内に受験した試験のスコアのみ受け付けます。

TOEIC L&R の受験結果「Official Score Certificate」（公式認定証）の原本またはQR コードつきデジタル公式認定証を提出してください。なお、デジタル公式認定証に表示される QR コードを用いてその真正性を確認します。TOEIC デジタル公式認定証を印刷して、他の書類と一緒に提出してください。

⑦日本語能力試験N1、N2、1級、2級のいずれかの成績証明書

外国人の出願者のみ提出する。

※日本国際教育支援協会の発行する「**日本語能力試験認定結果及び成績に関する証明書**」を提出する。**証明書は必ず原本を提出すること。コピーは不可。**

上述の「証明書」を提出せずに「日本語能力認定書」「日本語能力試験合否結果通知書」のみを提出した場合、 出願は無効 になります。
--

⑧その他の語学に関する成績証明書

⑦、⑧のほか、出願者の母語以外の語学能力試験についての成績証明書を提出することがで

きる。証明書は必ず本紙を提出すること。コピーは不可。

⑨出願提出書類チェック票

4. 受験票

出願書類を受領しましたら、令和6年9月18日（水）までに本学から電子メールにてお知らせします。受験票は、電子メールに添付しますのでダウンロードして印刷してください。印刷した受験票は、写真（入学願書と同一のもの）を貼付のうえ、試験当日に持参してください。

V. 身体に障がいのある者の出願

入学を志願する者で、別表に該当する者（出願受付締切後の不慮の事故による負傷等を含む）は、受験及び修学の上で配慮を必要とすることが起こり得ますので、出願する前に必ず大学院学務係へ次の様式により事前に相談してください。

なお、別表から判断できない場合については、お尋ねください。

別表

区 分	身 体 障 が い の 程 度
視覚障がい	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高く、高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障がい	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
肢体不自由	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号にかかげる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱	1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2. 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいのため配慮を必要とする者

(様式) A4判縦

年 月 日

横浜国立大学長 殿

ふりがな
氏 名
生年月日
住 所 〒
電話番号

横浜国立大学に入学を志願したいので、下記のとおり事前に相談します。

記

1. 志望する学府・専攻
2. 障がい等の種類、程度
3. 受験上配慮を希望する事項・内容
4. 修学上配慮を希望する事項・内容
5. 出身大学在学中にとられていた配慮事項の内容
6. その他 (添付書類) 診断書 (原本又は写) 又は身体障害者手帳(写)、その他参考資料

VI. 試験方法

試験は、出願書類、研究業績・実務経験・論文の審査及び口述試験の結果を総合して行います。

(1) 研究業績・実務試験・論文の審査

研究業績・実務経験・審査用論文を総合的に審査します。

(2) 口述試験

審査用論文及び研究計画書に基づいて、専門知識・経験・学力などを総合的に問います。

VII. 試験日程及び場所

(1) 試験日程

試験区分	日 時
口述試験	令和6年9月26日(木) 9時00分～12時00分

口述試験の日程、集合時間は出願受け付け後、電子メールでお知らせします。

(2) 試験場所

横浜国立大学経済学部1号館(横浜市保土ケ谷区常盤台79-3)

VIII. 合格者の発表

令和6年10月11日(金) 15時頃

合格者には合格通知を郵送します。(電話による照会には一切応じません。)

※参考として本学府ホームページ (<http://www.gsiss.ynu.ac.jp/>) 上にも掲載します。

IX. 入学手続

(1) 入学手続期間

令和6年10月15日(火)～10月18日(金)まで

入学手続きの詳細は合格発表時に郵送します。

郵便等の情報は別途送付する。

(2) 必要な経費

①入学科 282,000円 [現行]

(ただし、本学大学院の修士課程もしくは博士課程(前期)、又は専門職学位課程を、本大学院入学の前の月に
修了見込みの者、並びに日本政府(文部科学省)国費留学生については、不要です)

②授業料(半期分) 267,900円(年額535,800円) [現行]

(日本政府(文部科学省)国費留学生については、不要です)

注1 入学科及び授業料は、改定される場合があります。

注2 在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新しい授業料が適用されます。

注3 詳細は入学手続書類と一緒に送付します。

X. 個人情報の取り扱いについて

個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「国立大学法人横浜国立大学の保有する個人情報の保護に関する規則」に基づいて取り扱います。

(1) 志願者の入学試験成績及び出願書類等に記載された個人情報については、本学入学者選抜に係る用途の他、以下の目的のために利用します。

①合格者への連絡業務(奨学金や保険等に係る福利厚生関係資料や入学後の行事等に関する資料の送付、生協資料の送付)及び入学手続業務

②入学後のクラス編成及び本人の申請に伴う入学科免除(留学生を除く)・授業料免除等の福利厚生関係の資料

③入学後の教務関係(学籍管理、修学指導等)

④本学における広報・諸調査・研究(入学者選抜方法及び大学教育改善のための調査・分析を含む)

⑤入学者の個人情報について本学関連団体である校友会及び同窓会の入会手続きに必要な範囲で提供する場合があります。

調査・研究結果を発表する場合は個人が特定できないように処理します。

それ以外の目的に個人情報が利用又は提供されることはありません。

(2) 上記(1)の各種業務での利用に当たっては、一部の業務を本学より当該業務の委託を受けた業者(以下「受託業者」という。)において行うことがあります。

受託業者には、委託した業務を遂行するために必要となる限度で、知り得た個人情報の全部又は一部を提供します。

XI. 長期履修制度について

大学院国際社会科学府では、職業を有している等のために一般の学生に比べて年間に修得できる単位数が限られ、標準の修業年限で修了することが困難な学生を対象とした長期履修制度を設けています。この制度によって、事情に応じ標準の修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了することにより、学位を取得することができます。

(1) 申請資格

長期履修学生として申請できる者は、以下の者で入学後も職業を有する者です。

① 博士課程後期の社会人入試に出願し合格した者

② 進学資格試験に出願し、社会人資格の認定を受けて合格した者

(※ 進学資格試験出願時に社会人認定を受けた者)

(2) 申請書類

長期履修学生を希望する者は以下の書類を入学手続き時に提出してください。

- ① 長期履修学生申請書（本学所定の用紙）
- ② 長期履修計画書
- ③ 在職証明書又は在職が確認できる書類（様式任意）

(3) 申請手続

入学手続書類と同封の上、経済学務係に提出してください。提出方法は入学手続に準じます。手続期間は入学手続期間と同時期です。

※手続期間内に、やむを得ず、(2) ②長期履修計画書、③在職証明書又は在職が確認できる書類の提出が不可能な場合は、事前に経済学務係に申し出のうえ、①長期履修学生申請書、のみの提出を認めます。(手続期間内に、①長期履修学生申請書の提出がなかった場合は、長期履修を認めることはできませんので、ご注意ください。)

(4) 可否の認定

申請書類に基づき審査の上、認定の可否を決定し通知します。

(5) 在学期間

長期履修学生の在学期間は、博士課程後期において3年を超え6年までとなります。

(課程修了は3月、9月です。)

(6) 授業料の年額

長期履修学生として認められた場合に納付する年間授業料は、「定められた授業料の年額」に「修業年限に相当する年数」を乗じて得た額を「在学期間の年数」で除して得られた額となります。

(算出例) 長期履修学生申請者が在学期間5年と認定された場合

$535,800\text{円} \times 3\text{年} \div 5\text{年} = 321,480\text{円}$ $\text{授業料の年額} \times \text{標準修業年限} \div \text{許可された修業年限} = (\text{長期履修学生の授業料年額})$
--

※在学中に授業料の改定が行われた場合には、新授業料を適用します。

(7) 在学期間の短縮

長期履修学生は、認定された在学期間を、願い出により短縮することができます。

在学期間の短縮を希望する者は、修了希望年度の開始2ヶ月前までに「長期履修学生在学短縮願」を提出し、承認を得なければなりません。

※詳細については必ず窓口にご相談してください。

(8) 在学期間の延長

長期履修学生で特別な事情がある場合は、在学期間の延長をすることができます。

在学期間の延長を希望する者は、在学期間が満了する2ヶ月前までに「長期履修学生在学期間延長願」を提出し、承認を得なければなりません。ただし、在学期間の延長は1度限りです。

なお、在学期間は、6年を超えることができません。

また、在学期間延長後の授業料は、標準修業年限（後期課程3年）分の授業料からすでに納付済みの授業料を差し引いた分を延長期間で新たに算出し、納付することになります。

※詳細については必ず窓口にご相談してください。

(9) 履修計画書

長期履修申請者は論文提出スケジュールについて履修計画書を提出する必要があります。入学後の指導教員（予定）と相談の上、履修計画書を提出してください。

XII. 出願及び受験にあたっての注意事項

1. 入試に関する事務は、横浜国立大学社会科学系大学院学務係で行います。
2. 入試に関する照会は、int.gakumu-all@ynu.ac.jp 宛に電子メールにてお問い合わせください。
3. 資格審査手続及び出願手続後の提出書類の返却及び記載事項の変更は認めません。
4. 試験当日は、必ず受験票を持参してください。
5. 以下の行為は、不正行為となります。不正行為があった場合は、直ちに受験を中止させ、退場の措置を取り、以後の受験を認めません。また、すでに受験した成績は無効とします。
 - ①カンニングをすること。また、他の受験者に答えを教える等カンニングの手助けをすること。

②試験時間中に携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末・タブレット端末・イヤホン等の電子機器類や定規・辞書等の補助具を使用すること。

※使用を許可されたものを除く

6. 以下の行為は、不正行為となることがあります。不正行為と認定された場合の取扱い、上記5.と同じです。

①試験時間中に、携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末・タブレット端末・イヤホン等の電子機器類や定規・辞書等の補助具をカバンの中にしまわず、身に付けていたり手に持っていたりすること。※使用を許可されたものを除く

②試験場、試験室及び控室において、他の受験者の迷惑となる行為をすること。

③試験場、試験室及び控室において、監督者等の指示に従わないこと。

④その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。

7. 出願書類に虚偽の記載があった場合や、試験中の不正行為が半明した場合は、入学後でも入学を取り消すことがあります。また、不正行為の態様によっては、警察に被害届を提出する場合があります。

8. 在留資格「留学」を取得するに当たっては、留学生生活を維持できる経済的基盤を有している必要があります。

9. 提出した卒業証明書や成績証明書について第三者による認証証明が必要だと本学が判断した場合には、志願者の費用負担で本学が指定する認証機関において認証に係る審査を受けていただく必要があります。

大学院設置基準第14条による教育方法の特例

＜社会人特別プログラム＞

1 3年間の履修計画の作成は、責任指導教員の指導の下に行うものとします。(責任指導教員については34頁の「4. 授業科目と履修方法」の3を参照してください。)

2 3年間で修了することが勤務の都合上無理の場合には、予め4～6年間の履修計画を立てる事もできます。

3 原則として修業年限3年のうち第1年次は全日通学とします。

4 大学院設置基準第14条教育方法の特例によって授業を行う必要がある場合には、平日の下記の時間帯とします。

5時限 16時15分 — 17時45分

6時限 17時50分 — 19時20分

7時限 19時25分 — 20時55分

5 演習および研究指導は、責任指導教員及び指導教員の承認を前提とし、例えば以下の日程で行うことができます。

平日の夜間

休業期間における集中開講

勤務先の研究施設の利用

6 社会人以外の学生は、大学院設置基準第14条特例に基づいて開設される6, 7時限目の授業を履修登録し、課程修了に必要な単位数に加えることができます。ただし、履修登録にあたっては、担当教員の承認を必要とします。

3. リスキリング特別入試募集要項

国際社会科学府は、高度の専門性を備えた実務家の養成を重要な目的のひとつとしています。特に開かれた大学院として、実務経験をもつ社会人のリスキリングを促進するために、下記の者についてリスキリング特別入試を実施します。

- (1) 官公庁、会社、非営利団体等に2年以上在職した経験のある者又は本大学院入学の前までに在職期間が2年以上となる者
- (2) 官公庁、会社、非営利団体等から派遣された者

I. 募集人員

令和6年10月入学 若干名

II. 出願資格及び出願要件

上述の(1)または(2)に該当し、かつ出願資格のいずれかに該当するもので、出願要件を満たす者が出願できます。

<出願資格>

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者及び本大学院入学の前までに取得見込みの者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び本大学院入学の前までに授与される見込みの者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び本大学院入学の前までに授与される見込みの者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び本大学院入学の前までに授与される見込みの者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び本大学院入学の前までに授与される見込みの者
- (6) 外国の大学院、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 大学を卒業し、大学又は研究所等において2年以上研究に従事した者で、本大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (8) 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本大学院において、当該研究の成果等により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、本大学院入学の前までに24歳に達するもの

[注1] 出願資格(6)に該当する者は、**令和6年8月1日(木)**までに大学院学務係に連絡をして、出願書類の詳細について指示を受けてください。

[注2] 出願資格(9)に該当する者とは、上記(1)～(8)に該当しない者で、本大学院において個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、本大学院入学の前までに24歳に達するものです。

[注3] 在留資格について

留学生として在留資格「留学」を取得するに当たっては、留学生生活を維持できる経済基盤を有している必要

があります。

＜出願要件＞

外国人の出願者は、日本語能力試験のN1またはN2に合格したもの。

※学校教育法第83条に定める日本の大学を卒業した者及び学校教育法第97条に定める日本の大学院を修了した者（本大学院入学の前までに修了見込の者含む）については、日本語能力試験の結果を提出する必要はありません。ただし、当該大学及び大学院での教育が日本語で行われた場合に限りです。学校教育法第83条に定める日本の大学を卒業した者は、卒業証明書を提出すること。

Ⅲ. 入学資格審査

前記「Ⅱ 出願資格」の（7）、（8）、（9）に該当する者は、事前に個別の入学資格審査を行う必要がありますので、以下に従って手続を行ってください。

1. 入学資格審査手続

（1）申請登録期間：**令和6年8月1日（木）～8月5日（月）**

（2）以下の書類を**令和6年8月5日（月）**（郵送の場合も必着）までに提出してください。（提出先は同頁「2. 入学資格審査に必要な書類の提出先」を参照してください。）

①入学資格認定申請書

②入学試験出願資格認定審査調書

③修学年数調書 学歴等について入力したもので、外国人の申請者のみ提出してください。

④最終学歴の修了（見込）証明書または在学期間（見込）証明書…………出身大学（学部）長の作成のもの。

⑤成績証明書…………出身大学大学院の研究科長等が作成し、発行者（大学院、研究科等）において厳封したもの。ただし、Ⅱ. 出願資格（7）、（8）、（9）により出願する者は、出身大学長又は学部長が作成し、厳封したものをもってこれに代えることができます。（編入学した者は、編入学前の出身校の成績証明書を併せて提出してください。）

※「厳封」とは、証明書の入った封筒が一度も開かれていないことを示すために、封じ目（封を閉じた部分）に押印（大学の公印や絨印等）もしくは学長または研究科長等による署名がしてある状態を指します。これは、証明書の内容が発行後に変更されていないことを証明するために必要となります。

⑥在籍証明書（出願資格（7）（8）により出願する者のみ）…………大学を卒業した後又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後又は学校教育法第104条7項の規定により学士の学位を授与された後、大学・研究所等で2年以上研究に従事したことを証明するもの。

⑦研究業績リスト 研究論文その他の業績リスト（研究論文その他の業績の題目、共同・単独の別、発行所又は発表雑誌名、発表年月日、100字程度の要旨を記したもの。A4判で様式自由） 4部

⑧研究計画書

⑨実務経験報告書 大学卒業後あるいは大学院修了後の実務経験について詳しく述べたもの。（A4判で様式自由）

⑩入学資格審査提出書類チェック票

※研究業績リストおよび研究計画書については、24頁の「Ⅳ. 出願手続及び期間 3. 提出書類」の説明を参照してください。

※証明書が日本語もしくは英語以外で書かれている場合は、その証明書を和訳して提出してください。

（3）注意事項

提出書類に関して大学から問い合わせをする場合は電子メールまたは電話で行います。電子メールは、願書に記載したメールアドレスに送信します。@ynu.ac.jp の電子メールを受信出来るよう設定しておいてください。

2. 入学資格審査に必要な書類の提出先

（1）提出期限：**令和6年8月5日（月）**まで（郵送の場合も必着）

- (2) 提出先 : 〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-4
横浜国立大学社会科学系大学院学務係
Graduate School Affairs Office, Graduate School of International Social Sciences
Yokohama National University
79-4 Tokiwadai, Hodogaya-ku, Yokohama, 240-8501 JAPAN

(3) 提出方法は、書留速達による郵送とします。なお、提出期限最終日のみ窓口受付を行います。

- ① 窓口受付は最終日9時～17時、時間厳守すること。(12時45分～13時45分を除く。)
- ② 海外からの郵送の場合は国際宅配便等の配達経路の確認が可能な手段とすること。
- ③ 提出の際は、「入学資格審査提出書類チェック票」により、提出書類に漏れがないか確認すること。

3. 入学資格審査結果通知

令和6年8月9日(金)に電子メールにて通知します。

※入学資格審査の認定を受けた者は、次の『Ⅳ 出願手続及び期間 1. 出願手続方法 (2) 「Ⅱ 出願資格」の(7)～(9)に該当する者』を参照して出願手続を行ってください。

Ⅳ. 出願手続及び期間

1. 出願手続方法

- (1) 「Ⅱ 出願資格」の(1)～(6)に該当する者(入学資格審査を要しない者)
- ① 出願申請期間: **令和6年9月4日(水)～9月12日(木)**(郵送の場合も必着)
 - ② 入学検定料の支払い方法は、25頁の「⑨入学検定料」を参照してください。
 - ③ 下記の「3. 提出書類」の内容を取りそろえ、下記の「2. 提出先」を参照の上、**令和6年9月12日(木)**(郵送の場合も必着)までに提出してください。
- (2) 「Ⅱ 出願資格」の(7)～(9)に該当する者(入学資格審査の認定を受けた者)
- ① 入学資格の認定を受けた者は、**令和6年9月12日(木)**までに入学検定料の支払手続を完了してください。(入学検定料の支払い方法は、下記の「3. 提出書類」の「⑨入学検定料」を参照してください。)
 - ② 下記の「3. 提出書類」の内容を取りそろえ、同頁の「2. 提出先」を参照の上、**令和6年9月12日(木)**(郵送の場合も必着)までに提出してください。(入学資格審査に申し込んだ者は、既に提出している書類を除く)
- (3) 注意事項
- ① 提出書類に関して大学から問い合わせをする場合は電子メールで行います。電子メールは、Web出願システムに登録したメールアドレスに送信します。@ynu.ac.jpの電子メールを受信出来るよう設定しておいてください。
 - ② 出願手続は、入学検定料の支払い及び必要書類の提出のすべてが、令和6年9月12日(木)までに完了(郵送の場合は必着)していることが確認されたもののみ受理します。

2. 提出先

- (1) 提出先 : 〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-4
横浜国立大学社会科学系大学院学務係
Graduate School Affairs Office, Graduate School of International Social Sciences
Yokohama National University
79-4 Tokiwadai, Hodogaya-ku, Yokohama, 240-8501 JAPAN
- (2) 提出方法は、書留速達による郵送または窓口(提出期限最終日のみ)への持参とします。
- ① 窓口受付は最終日9時～17時、時間厳守すること。(12時45分～13時45分を除く。)
 - ② 海外からの郵送の場合は国際宅配便等の配達経路の確認が可能な手段とすること。
 - ③ 提出の際は、「出願提出書類チェック票」により、提出書類に漏れがないか確認すること。

3. 提出書類

以下の①～⑬のうち該当する書類をすべて提出してください。

※証明書が日本語もしくは英語以外で書かれている場合は、その証明書を和訳して提出してください。

①入学願書 志願者の氏名、連絡先、学歴等および2枚目に署名及び日付を記入し、写真（縦4cm、横3cm：出願前3ヶ月以内に撮影した上半身無帽のもの）を貼付したもの。

なお、希望する責任指導教員を2名選ぶ際、「国際公共政策EP」を志望する出願者は、国際公共政策EP担当教員から選ぶこと。責任指導教員一覧については35頁を参照のこと。

②写真票 写真（入学願書と同一のもの）を貼付したもの。

③修了（見込）証明書

出身大学大学院の研究科長等が作成したもの。

ただし、Ⅱ．出願資格（6）により出願する者は、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められたことを証明する書類をもってこれに代えます。また、Ⅱ．出願資格（7）、（8）、（9）により出願する者は、入学資格認定申請書をもってこれに代えます。

④成績証明書

出身大学大学院の研究科長等が作成し、発行者（大学院、研究科等）において厳封したもの。ただし、Ⅱ．出願資格（7）、（8）、（9）により出願する者は、出身大学長又は学部長が作成し、厳封したものををもってこれに代えることができます。（編入学した者は、編入学前の出身校の成績証明書を併せて提出してください。）

※「厳封」とは、証明書の入った封筒が一度も開かれていないことを示すために、封じ目（封を閉じた部分）に押印（大学の公印や緘印等）もしくは学長または研究科長等による署名がしてある状態を指します。これは、証明書の内容が発行後に変更されていないことを証明するために必要となります。

⑤研究業績リスト 研究論文その他の業績リスト（研究論文その他の業績の題目、共同・単独の別、発行所又は発表雑誌名、発表年月日、100字程度の要旨を記したもの。A4判で様式自由）4部

⑥審査用論文 これまでの研究成果を示す論文2点以内（日本語の場合10,000字以上、英文の場合4,000語以上）及び論文の要旨（日本語で2,000字程度）を各4部。

ただし、研究成果を示す論文には、修士（請求）論文・既発表論文、リサーチペーパー、あるいは調査報告書、プロジェクト企画書、実績報告書等をもって代えることができます。（これらが複数ある場合は、主要なもの数点を提出してもかまいません。）

なお、共同執筆の場合は本人執筆箇所を明記してください。論文の要旨は、それら報告書の概要（日本語で2,000字程度）をもって代えることができます。

⑦研究計画書 所定用紙に記入し、提出すること。指導教員等の推薦状（様式自由）がある場合は、これを添付してください。

⑧実務経験報告書 大学卒業後あるいは大学院修了後の実務経験について詳しく述べたもの。（A4判で様式自由）

⑨入学検定料 30,000円

コンビニエンスストアで払い込み後に受け取る「取扱明細書」または「取扱明細書兼領収書」の「収納証明書」部分を切り取り、「収納証明書」貼付用紙に貼り提出すること。さい。出願期間に間に合うように払い込んでください。（8月5日から支払が可能となります。）

① 払込場所：以下のコンビニエンスストア

【セブンイレブン、ローソン・ミニストップ、ファミリーマート】

② 払込方法：

ア．店内にある情報端末機を操作の上、必ずレジにてお支払いください。

イ．情報端末機の操作手順は、別添の「入学検定料コンビニ支払方法のご案内」を参照してください。

ウ．払込時に別途必要な払込手数料は、志願者本人の負担となります。

※支払時に別途必要な支払手数料は、志願者本人の負担となります。

※支払後に受取るお客様控えは、ご自分の控えとして大切に保管してください。

※普通為替や現金では受理できません。

※出願書類を受理した後は、次の場合を除き、いかなる理由があっても払込済の入学検定料は返還いたしません。

- ・入学検定料を払い込んだが本学大学院に出願しなかった場合、又は出願が受理されなかった場合
- ・入学検定料を誤って二重に払い込んだ場合

(注) 日本国外の金融機関口座へ入学検定料を返還する場合、返還に伴い発生する手数料は志願者負担となります。

【返還方法の問い合わせ先】社会科学系大学院学務係 (int.gakumu-all@ynu.ac.jp)

※本学大学院の修士課程もしくは博士課程（前期）、又は専門職学位課程を、本大学院入学の前の月に修了見込みの者、並びに日本政府（文部科学省）国費留学生については、入学検定料の支払いは不要です。

※災害救助法等の適用地域の被災者に対する入学検定料免除特別措置について本学では、災害等で被災した受験生の進学のを確保する観点から、入学検定料免除の特別措置を行います。詳細は本学Webサイトをご覧ください。

(<https://www.ynu.ac.jp/exam/index.html>)

⑩日本語能力試験N1、N2のいずれかの成績証明書

外国人の出願者のみ提出する。

※日本国際教育支援協会の発行する「**日本語能力試験認定結果及び成績に関する証明書**」を提出する。証明書は必ず原本を提出すること。コピーは不可。

※学校教育法第83条に定める日本の大学を卒業した者については、日本語能力試験の結果を提出する必要はありません。ただし、当該大学での教育が日本語で行われた場合に限りです。

上述の「証明書」を提出せずに「成績通知書」のみを提出した場合、出願は無効になります。

⑪在留カードの写し 提出は外国人の出願者のみ。

両面をコピーして提出すること。ただし、在留カードを交付されていない場合は「パスポートの写し」を提出し、受験当日はパスポートを持参してください。

⑫その他の語学に関する成績証明書

⑩のほか、出願者の母語以外の語学能力試験についての成績証明書を提出することができる。証明書は必ず原本を提出すること。コピーは不可。

⑬出願提出書類チェック票

4. 受験票

出願書類を受理しましたら**令和6年9月18日（水）**（予定）までに本学から電子メールにてお知らせします。受験票は、電子メールに添付しますのでダウンロードして印刷してください。印刷した受験票は、写真（入学願書と同一のもの）を貼付のうえ、試験当日に持参してください。

V. 身体に障がいのある者の出願

入学を志願する者で、別表に該当する者（出願受付締切後の不慮の事故による負傷等を含む）は、受験及び修学の上で配慮を必要とすることが起こり得ますので、出願する前に必ず大学院学務係へ次の様式により事前に相談してください。

なお、別表から判断できない場合については、お尋ねください。

別表

区 分	身 体 障 がい の 程 度
視覚障がい	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高 度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚によ る認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障がい	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の 使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも の
肢体不自由	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活にお ける基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号にかかざる程度に達しないもののうち、常時の 医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱	1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の 状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2. 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥 多動性障がいのため配慮を必要とする者

(様式) A 4 判縦 横浜国立大学長 殿 ふりがな 氏 名 生年月日 住 所 〒 電話番号 横浜国立大学に入学を志願したいので、下記のとおり事前に相談します。 記 1. 志望する学府・専攻 2. 障がい等の種類、程度 3. 受験上配慮を希望する事項・内容 4. 修学上配慮を希望する事項・内容 5. 出身大学在学中にとられていた配慮事項の内容 6. その他 (添付書類) 診断書 (原本又は写) 又は身体障害者手帳 (写)、その他参考資料	年 月 日
--	--

VI. 試験方法

試験は、出願書類、研究業績・実務経験・論文の審査及び口述試験の結果を総合して行います。

(1) 研究業績・実務経験・論文の審査

研究業績・実務経験・審査用論文を総合的に審査します。

(2) 口述試験

審査用論文及び研究計画書に基づいて、専門知識・経験・学力などを総合的に問います。

VII. 試験日程及び場所

(1) 試験日程

試験区分	日 時
口述試験	令和6年9月26日(木) 9時00分～12時00分

口述試験の日程、集合時間は出願受け付け後、電子メールでお知らせします。

(2) 試験場所

横浜国立大学経済学部1号館(横浜市保土ヶ谷区常盤台79-3)

VIII. 合格者の発表

令和6年10月11日(金) 15時頃

合格者には合格通知を郵送します。(電話による照会には一切応じません。)

※ 参考として本学府ウェブサイト(<https://www.gsiss.ynu.ac.jp/>)上にも掲載します。

IX. 入学手続

(1) 入学手続期間

令和6年10月15日(火)～10月18日(金)まで

入学手続きの詳細は合格発表時に郵送します。

郵便等の情報は別途送付する。

(2) 必要な経費

①入学科 282,000円[現行]

(ただし、本学大学院の修士課程もしくは博士課程(前期)、又は専門職学位課程を、本大学院入学の前の月に修了見込みの者、並びに日本政府(文部科学省)国費留学生については、不要です)

②授業料(半期分) 267,900円(年額535,800円)[現行]

(日本政府(文部科学省)国費留学生については、不要です)

注1 入学科及び授業料は、改定される場合があります。

注2 在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新しい授業料が適用されます。

注3 詳細は入学手続書類と一緒に送付します。

X. 個人情報の取扱いについて

個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「国立大学法人横浜国立大学の保有する個人情報の保護に関する規則」に基づいて取り扱います。

(1) 志願者の入学試験成績及び出願書類等に記載された個人情報については、本学入学者選抜に係る用途の他、以下の目的のために利用します。

①合格者への連絡業務(奨学金や保険等に係る福利厚生関係資料や入学後の行事等に関する資料の送付、生協資料の送付)及び入学手続業務

②入学後のクラス編成及び本人の申請に伴う入学科免除(留学生を除く)・授業料免除等の福利厚生関係の資料

③入学後の教務関係(学籍管理、修学指導等)

④本学における広報・諸調査・研究(入学者選抜方法及び大学教育改善のための調査・分析を含む)

⑤入学者の個人情報について本学関連団体である校友会及び同窓会の入会手続きに必要な範囲で提供する場合があります。

調査・研究結果を発表する場合は個人が特定できないように処理します。

それ以外の目的に個人情報が利用又は提供されることはありません。

- (2) 上記(1)の各種業務での利用に当たっては、一部の業務を本学より当該業務の委託を受けた業者（以下「受託業者」という。）において行うことがあります。
受託業者には、委託した業務を遂行するために必要となる限度で、知り得た個人情報の全部又は一部を提供します。

XI. 長期履修制度について

大学院国際社会科学府では、職業を有している等のために一般の学生に比べて年間に修得できる単位数が限られ、標準の修業年限で修了することが困難な学生を対象とした長期履修制度を設けています。この制度によって、事情に応じ標準の修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了することにより、学位を取得することができます。

(1) 申請資格

長期履修学生として申請できる者は、以下の者で入学後も職業を有する者です。

- ① 博士課程後期の社会人入試に出願し合格した者
- ② 進学資格試験に出願し、社会人資格の認定を受けて合格した者
(※ 進学資格試験出願時に社会人認定を受けた者)

(2) 申請書類

長期履修学生を希望する者は以下の書類を入学手続き時に提出してください。

- ① 長期履修学生申請書（本学所定の用紙）
- ② 長期履修計画書
- ③ 在職証明書又は在職が確認できる書類（様式任意）

(3) 申請手続

入学手続書類と同封の上、大学院学務係に提出してください。提出方法は入学手続に準じます。手続期間は入学手続期間と同時期です。

※手続期間内に、やむを得ず、(2) ②長期履修計画書、③在職証明書又は在職が確認できる書類の提出が不可能な場合は、事前に大学院学務係に申し出のうえ、①長期履修学生申請書、のみの提出を認めます。(手続期間内に、①長期履修学生申請書の提出がなかった場合は、長期履修を認めることはできませんので、ご注意ください。)

(4) 可否の認定

申請書類に基づき審査の上、認定の可否を決定し通知します。

(5) 在学期間

長期履修学生の在学期間は、博士課程後期において3年を超え6年までとなります。
(課程修了は3月、9月です。)

(6) 授業料の年額

長期履修学生として認められた場合に納付する年間授業料は、「定められた授業料の年額」に「修業年限に相当する年数」を乗じて得た額を「在学期間の年数」で除して得られた額となります。

(算出例) 長期履修学生申請者が在学期間5年と認定された場合

$535,800\text{円} \times 3\text{年} \div 5\text{年} = 321,480\text{円}$ $\text{授業料の年額} \times \text{標準修業年限} \div \text{許可された修業年限} = (\text{長期履修学生の授業料年額})$
--

※在学中に授業料の改定が行われた場合には、新授業料を適用します。

(7) 在学期間の短縮

長期履修学生は、認定された在学期間を、願い出により短縮することができます。

在学期間の短縮を希望する者は、修了希望年度の開始2ヶ月前までに「長期履修学生在学短縮願」を提出し、承認を得なければなりません。

※詳細については必ず窓口にご相談してください。

(8) 在学期間の延長

長期履修学生で特別な事情がある場合は、在学期間の延長をすることができます。

在学期間の延長を希望する者は、在学期間が満了する2ヶ月前までに「長期履修学生在学期間延長願」を提出し、承認を得なければなりません。ただし、在学期間の延長は1度限りです。

なお、在学期間は、6年を超えることができません。

また、在学期間延長後の授業料は、標準修業年限（後期課程3年）分の授業料からすでに納付済みの授業料を差し引いた分を延長期間で新たに算出し、納付することになります。

※詳細については必ず窓口にご相談してください。

(9) 履修計画書

長期履修申請者は論文提出スケジュールについて履修計画書を提出する必要があります。入学後の指導教員（予定）と相談の上、履修計画書を提出してください。

XII. 出願及び受験にあたっての注意事項

1. 入試に関する事務は、横浜国立大学社会科学系大学院学務係で行います。
2. 入試に関する照会は、int.gakumu-all@ynu.ac.jp 宛に電子メールにてお問い合わせください。
3. 資格審査手続及び出願手続後の提出書類の返却及び記載事項の変更は認めません。
4. 試験当日は、必ず受験票を持参してください。
5. 以下の行為は、不正行為となります。不正行為があった場合は、直ちに受験を中止させ、退場の措置を取り、以後の受験を認めません。また、すでに受験した成績は無効とします。
 - ①カンニングをすること。また、他の受験者に答えを教える等カンニングの手助けをすること。
 - ②試験時間中に携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末・タブレット端末・イヤホン等の電子機器類や定規・辞書等の補助具を使用すること。
※使用を許可されたものを除く
6. 以下の行為は、不正行為となることがあります。不正行為と認定された場合の取扱いとは、上記5. と同じです。
 - ①試験時間中に、携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末・タブレット端末・イヤホン等の電子機器類や定規・辞書等の補助具をカバンの中にしまわず、身に付けていたり手に持っていたりすること。※使用を許可されたものを除く
 - ②試験場、試験室及び控室において、他の受験者の迷惑となる行為をすること。
 - ③試験場、試験室及び控室において、監督者等の指示に従わないこと。
 - ④その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。
7. 出願書類に虚偽の記載があった場合や、試験中の不正行為が判明した場合は、入学後でも入学を取り消すことがあります。また、不正行為の態様によっては、警察に被害届を提出する場合があります。
8. 在留資格「留学」を取得するに当たっては、留学生生活を維持できる経済的基盤を有している必要があります。
9. 提出した卒業証明書や成績証明書について第三者による認証証明が必要だと本学が判断した場合には、志願者の費用負担で本学が指定する認証機関において認証に係る審査を受けていただく必要があります。

大学院設置基準第14条による教育方法の特例

<社会人特別プログラム>

- 1 3年間の履修計画の作成は、責任指導教員の指導の下に行うものとします。（責任指導教員については34頁の「4. 授業科目と履修方法」の3を参照してください。）
- 2 3年間で修了することが勤務の都合上無理の場合には、予め4－6年間の履修計画を立てる事もできます。
- 3 原則として修業年限3年のうち第1年次は全日通学とします。

4 大学院設置基準第14条教育方法の特例によって授業を行う必要がある場合には、平日の下記の時間帯とします。

5時限 16時15分 — 17時45分

6時限 17時50分 — 19時20分

7時限 19時25分 — 20時55分

5 演習および研究指導は、責任指導教員及び指導教員の承認を前提とし、例えば以下の日程で行うことができます。

平日の夜間

休業期間における集中開講

勤務先の研究施設の利用

6 社会人以外の学生は、大学院設置基準第14条特例に基づいて開設される6，7時限目の授業を履修登録し、課程修了に必要な単位数に加えることができます。ただし、履修登録にあたっては、担当教員の承認を必要とします。

不測の事態が生じた場合における本学からの情報提供について

公共交通機関の乱れや自然災害、人為災害、疫病・感染症の影響などにより、所定の日程による試験実施が困難となるような不測の事態が生じた場合は、以下のウェブサイトにてお知らせします。

なお、これらの不測の事態が生じた場合は、試験日程や入学者選抜方法を変更した上で、入学者の選抜を行うことがあります。

経済学専攻ウェブサイト <https://www.economics.ynu.ac.jp/>

横浜国立大学ウェブサイト <https://www.ynu.ac.jp/>

ChatGPT をはじめとする生成AI の利用について

横浜国立大学では、学生に対して、ChatGPT などの生成AI に対する注意喚起を行っています。入学試験に関しても、下記の注意事項を踏まえて、必要な提出書類等の作成を行うようお願いします。

なお留学生の皆さんは、下記の他、必要に応じて、各国・地域の方針・法令等も踏まえるようお願いします。

注意事項

生成AI に入力した情報は、AI の学習に利用されたり、意図せず漏洩したりする恐れがあります。また生成AI の出力する情報は、出典が明らかではなく、虚構や、偏った主張、倫理上問題のある表現などが含まれている危険性があります。

出願書類等の作成に当たっては、横浜国立大学の「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を確認し、不正が疑われたり、入学後に学修上のミスマッチが起きたりしないよう、自らの責任において十分に考えたものを提出してください。

注意!!

試験日や下見時に、本学周辺（特に岡沢町バス停から正門までの間にある通路・階段など）や最寄駅（和田町、三ツ沢上町、羽沢横浜国大）で本学職員を装って受験者を誘導・整理し、受験番号・住所・氏名・電話番号を記入させた後に「現金」を請求する者がいますが、これらの者と本学とは一切関係がありませんので、被害に遭わないように十分注意してください。

4. 授業科目と履修方法

1. 授業科目とプレレキジット

本学府の授業科目は、講義、演習、ワークショップ、フィールドワーク、リサーチ・プラクティカムによって構成される。そのほかに学生の基礎的知識を補充するため、プレレキジット制度を設けている。

(1) 講義（半期2単位）

I) 各教員による講義。

II) 学府共通科目：英語での学位論文執筆やプレゼンテーションに関する講義。

(2) 演習

I) 演習Ⅰ・Ⅱ（半期2単位） 各教員による演習。演習ⅠはⅠaとⅠbを一組とする。標準として1年次に履修するのが望ましい。また、演習ⅡはⅡaとⅡbを一組とする。標準として2年次に履修するのが望ましい。

II) ワークショップⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ（半期1単位） 複数の教員・学外専門家等の参加による、多様な形態による演習。標準として2単位を一組とする（Ⅰ～Ⅳのうち組み合わせは問わない）。自分の所属する専攻が開講するワークショップを履修すること。

III) フィールドワーク（通年2単位） 国内・海外における調査・実習・研修を一定の条件のもとに単位として認める。

(3) リサーチ・プラクティカムⅠ・Ⅱ・Ⅲ（半期2単位）

※履修するためには指導委員会の許可が必要

I) 産官学共同研究・国際共同研究・海外フィールドワーク等のプロジェクトでの研究実践。

II) 本学府博士課程前期における教育実践等。

III) 上記Ⅰの成果の学会報告。

リサーチ・プラクティカムは、4単位までを学生の所属専攻の必修講義科目と代替することが可能である。ただし、プレレキジットと併せて6単位までしか修了単位に含めることはできない。

(4) リサーチ・コロキウム（通年2単位）

専攻横断教育プログラムにおける、学位論文執筆準備のための研究報告、及び当該プログラム教員による集団的な研究指導。

(5) プレレキジット

学生は、指導委員会が必要と判断したときは、国際社会科学府博士課程前期、経済学部、経営学部、他大学院（教育学研究科、理工学府、環境情報学府、都市イノベーション学府）の開講授業科目を履修しなければならない。履修すべき科目は、個々の学生ごとに指導委員会が指定する。

プレレキジットは4単位までを修了単位に含めることができる。ただし、リサーチ・プラクティカムと併せて6単位までしか修了単位に含めることはできない。

2. 修了に必要な単位

(1) 講義 8単位以上（プレレキジット、リサーチ・プラクティカム、リサーチ・コロキウムを含み、学府共通科目は含まない）。所属する専攻の講義を履修。ただし、4単位を限度として他専攻の講義で代替できる。

・入学する前に大学院（他大学の大学院及び外国の大学院を含む）において履修した授業科目（博士課程後期レベルの講義）について修得した単位を有する場合、教育上有益と認める時には、当該教授会等の議を経て単位を認定することができる。

(2) 演習

I) 演習 I、II

責任指導教員が担当する演習を8単位以上かつ（I a, I b, II a, II b）の全てを修めること。

II) ワークショップ

III) フィールドワーク

ワークショップとフィールドワークを併せて4単位以上。ただし、フィールドワークは2単位までを認定する。

(3) 指導委員会が必要と認めた場合は、ワークショップの単位数を講義により代替することが出来る。この場合、指導委員会はワークショップに代替する講義（1科目2単位または2科目4単位）を学生ごとに指定する。

3. 指導委員会と責任指導教員

指導委員会は、責任指導教員1名と、指導教員2名の計3名から構成され、学位論文執筆までの教育指導にあたる。

学生は第1年次に、自己の研究テーマと教員の研究・教育の分野を考慮し、責任指導教員を申請しなければならない。各学生の責任指導教員は、学生が所属する専攻の専任教員（別表を参照）から選ぶ。責任指導教員は2名の指導教員を指名する。

5. 開講科目一覧

科目区分	授業科目の名称	単位数
理論経済学	現代資本主義論研究	2
	ミクロ経済学研究	2
	マクロ経済学研究	2
	ゲーム理論研究	2
	実証経済システム研究 ※	2
経済史	経済史研究	2
	日本経済史研究	2
	現代経済史研究	2
	アジア経済史研究	2
	国際経済史研究	2
統計・計量経済学	数理統計学研究	2
	計量経済学研究	2
応用経済学	金融論研究	2
	公共経済学研究	2
	経済政策研究	2
	比較財政分析研究	2
	社会福祉政策研究	2
	現代地域経済政策研究	2
	現代農業政策研究	2
	労働経済学研究	2
	産業組織論研究	2
	国際貿易研究	2
	国際金融論研究	2
	外国為替論研究 ※	2
	世界経済論研究 ※	2
	環境経済研究	2
	現代中国経済研究 ※	2
	経済計画研究 ※	2
	途上国経済構造研究 ※	2
	マクロデータサイエンス研究	2
	応用ミクロ理論・統計研究	2

科目区分	授業科目の名称	単位数
その他関連分野	言語社会論研究	2
	異文化表現アイデンティティ研究	2
英語 EP 科目	Advanced International Finance	2
	Advanced Labor Economics	2
	Advanced International Trade	2
	Advanced Empirical Analysis of Economic Systems	2
	Structure and Dynamics of Developing Economies ※	2
	Statistical Systems ※	2
	Microeconomics	2
リサーチ・コアキアム	リサーチ・コアキアム	2
リサーチ・プラクティカム	リサーチ・プラクティカム I	2
	リサーチ・プラクティカム II	2
	リサーチ・プラクティカム III	2
学府共通科目	Thesis Writing	2
	Prasentation and Discussion Skills	2
演習科目	演習 I a, I b, II a, II b	各2
	ワークショップ I, II, III, IV	各1
	フィールドワーク	2
特別講義	経済分析とデータサイエンス I, II, III, IV	各1
	地域分析とデータサイエンス I, II, III, IV	各1

※：隔年開講科目

6. 責任指導教員一覧

池島 祥文	教授 ※	永井 圭二	教授	小川 翔吾	准教授
石山 幸彦	教授	中村 良夫	教授	加藤 隆太	准教授
伊集 守直	教授 ※	Parsons Craig	教授	佐野 隆司	准教授
居城 琢	教授	藤生 源子	教授	相馬 尚人	准教授
氏川 恵次	教授 ※	邊 英治	教授	張 馨元	准教授
奥村 綱雄	教授	McAulay Alexander	教授	陳 雨婷	准教授
木崎 翠	教授	松永 友有	教授	鶴岡 昌徳	准教授
熊野 太郎	教授	山崎 圭一	教授 ※	出口 雄大	准教授
佐藤 清隆	教授			西川 輝	准教授
Shrestha Nagendra	教授			古川 知志雄	准教授
相馬 直子 ◆	教授 ※			茂住 政一郎	准教授

※：国際公共政策 EP 担当教員

◆印を付してある教員は、今年度実施する入試では指導教員として選択できません。

《変更が生じる可能性があります。》

7. 学位取得までの過程

春学期入学者	秋学期入学者	指導・審査の進度
1 年次春学期	1 年次秋学期	指導委員会（3名の教員により構成）発足 「研究指導計画書・研究計画書」の作成
1 年次秋学期	1 年次春学期	論文作成計画の審査
1 年次 2 月	1 年次 7 月	論文作成計画の指導
2 年次 7 月	2 年次 1 2 月	第 1 次論文中間報告（公開）
3 年次 5 月	3 年次 1 0 月	第 2 次論文中間報告（学位論文執筆資格審査）（公開）
3 年次 1 0 月	3 年次 1 月	博士論文予備審査（論文の報告は公開）
3 年次 1 2 月	3 年次 4 月	博士請求論文提出 博士論文審査委員会（5名の教員より構成）発足
3 年次 1 月	3 年次 6 月	博士論文審査・最終試験
3 年次 3 月	3 年次 9 月	博士号授与

※学位論文及び審査結果の要旨並びに博士論文の全文の公表について

学位規則の一部を改正する省令（平成 25 年文部科学省令第 5 号）が平成 25 年 3 月 11 日に公布され、平成 25 年 4 月 1 日から施行されました。この改正に伴い、平成 25 年 4 月 1 日以後に本学大学院から博士の学位を授与された者は、「学位論文及び審査結果の要旨」並びに「博士論文の全文」をインターネット（横浜国立大学学術情報リポジトリ）の利用により公表することになりました

アカデミックキャリア支援グローバル大学院プログラム（GDACS）について

アカデミックキャリア支援グローバル大学院プログラム（GDACS）は、新興国の大学等に在職している教員等のうち博士号を有しない者で、博士課程後期へ入学する学生を対象に、海外協定校等の所属教員等に本学に留学して博士号を取得する機会を提供することにより、その後の当該協定校の教育

研究の質向上及び横浜国立大学との共同研究の推進に貢献するという事を長期の事業目的としています。本プログラムに出願する者の入学検定料は不徴収とします。合格者となった場合には、入学料および授業料が免除となります。本プログラムへの出願を希望する者は、出願資格を確認の上、以下の書類を提出すること。

(1) 出願時の所属機関(研究科長(又は専攻長)以上)による推薦状(別紙様式1)

(2) 本学教員による推薦状(別紙様式2) 詳細は本学ウェブサイトを参照すること。
書式についても本学ウェブサイトからダウンロードすること。

<https://global.ynu.ac.jp/admissions/gdacs/>